

水産食料品製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	8~9	第2工場包装室内に於いて、練り製品ラミ入れ作業中、製品の位置を直そうとして機械内部に右手を入れてしまい、右手第二指第一関節付近をカッター一部に挟み、4針縫う怪我を負った。	28	100~299
1	9~10	かまぼこを7枚1組に包装するためのピロー包装機の操作中、一旦作業を中断するために包装機を停止し、包装機内のかまぼこを取り出したところ、まだ1枚残っていたため、排出ボタンを押し（押すと一度刃が上下してから停止する仕組み）、停止したと思い包装機内に手を入れたところ、刃が下りてきたため左手中指爪の中程から先を切断した。	54	50~99
1	13~14	ペットフード原料製造開始前に、麺切り機のアルコール洗浄する際、電源を切らず安全ガードカバーをはずして行ったため、ローラーに右手を挟まれてしまった。	26	50~99
1	1~2	粉碎工程にて運転不調があり、被災者が支援に入った。乾燥機出口のサイクロン下部ロータリーバルブからの粉末排出が悪いため確認しようと、出口側のパイプから右手を入れたところ、ロータリーバルブの回転体に中指を挟まれた。	25	100~299
1	16~17	一人が製品のバンドがけを行い、職員がバンドがけの終わった製品を積む作業中、バンドをかける前に職員が手を出してしまった為、左上腕部が製品と一緒にバンドがけされ受傷した。	40	50~99
2	5~6	冷蔵庫前のコンテナ下段に製品を詰めている時に、下段が詰めにくいためコンテナを持ち上げようと進入してきたフォークリフトの爪とコンテナの間に足を挟まれた。それ程重症とは思わず、湿布を貼って様子を見た。	62	1~9

2	9~10	被災者は鯉の切り身を並べた金属製パレット（8段積）を台車に乗せて工場内を移動する際、荷崩れを起こしたパレットを支えようとして左手小指をパレットの間に挟み負傷した。被災者は通常同作業の際に使用する通路を使用せず、若干段差がある通路を勢いをつけ急角度で台車を引っ張ったため荷崩れを起こした。	63	10 ~ 29
3	11~12	冷凍工場にて魚をブリキ（冷凍パン）に入れて整列、集積する機械（自動生積機）の稼働中、生処理終了間際になって、通常は8段積で完了することになっている手順をオペレーター（リフト操作兼任）が9段積に変更してあることを知らずに作業終了と勘違いし、通常トラブル時に使用する非常停止ボタンを押さず、機械の中に身を乗り出し、落ちている魚を清掃していたところ、上から機械が降りてきて、フレームの間に体を挟まれた。	57	100 ~ 299
3	11~12	作業場で午前中の作業を終えて、作業用の手袋をしたまま右手にほうきを持ち、作業場の真ん中から左右両方にスライドさせて開け閉めする扉の右側レールを掃除し、左手で扉を右にスライドさせた時、勢いよくスライドさせてしまい、扉が跳ね返ってきて、扉と扉の間に左手の中指を挟み、負傷した。（扉：鉄製、高さ約35cm、横約1m程度）	43	30 ~ 49
3	10~11	冷凍缶に入った魚の脱缶作業中、脱缶機コンベアに缶を手で投入した際、缶の把手を倒そうと右手に差し入れたところ、固くて手袋の先が把手と缶のふちの間に引っ掛かり、脱缶機の反転口にそのまま缶が落下し、その重み（約20kg）で右手指がもっていかれ薬指先を切断した。	51	10 ~ 29
3	9~10	被災者は製造課味付担当主任であるが、当日は包装機の作業に加わっていた。朝、生産開始されるラインにて海苔の切断状況等の確認中、海苔送り爪の不良ヶ所を発見し、様子を見ようとしゃがみ込み覗き込んだところ、手を出してしまい、回転していた海苔送りチェーンとスプロケットに右手人差し指から小指まで挟まれ負傷した。	38	50 ~ 99
4	14~15	工場ではイカの耳をリングスライサーで処理しているとき、イカの耳が下のベルトにはさまっているのを取ろうとし、誤って左の薬指を負傷した。	27	100 ~ 299
		缶詰工場内で、缶詰製造の為の真空タンクを清掃していた時、左手で蓋をおさえて		100

4	8～9	いたが誤って手を放してしまい、蓋を落とした。その際、置いていた右手に落下し、人差し指と親指を挟み骨折した。	59	～ 299
4	10～ 11	製造2課1号笹かま成形ラインで、笹かま成形作業中、串抜けトラブルセンサーが点滅したため確認したところ、2本抜けていた。1本は床に落下していたが、もう1本は串搬送ポケット部に落下しているのを発見し、生肉の下に串があると思い、肉を素手で取り除こうとした際、隙間に指が入り巻き込まれ負傷した。	19	～ 299
4	15～ 16	工場敷地内の側溝の溝を掃除する為に、ワイヤーを使って側溝の蓋を持ち上げた時に、ワイヤーがずれてしまった為側溝の蓋がワイヤーから外れそうになり、とっさに手を差し出したところ、落ちてきた側溝の蓋と地面の間に左手が挟まり、左手中指が少しえぐられてしまった。	41	～ 299
4	13～ 14	当社工場内の通路にて製品表示のシール数量の確認作業中、同じ通路にて同僚のフォークリフト運転手が出来上がった製品をパレットに収納してそれをフォークリフトで冷蔵庫に運ぶ際に、手前にあった台車に気がつかず、その台車を誤ってフォークリフトで押ししまい更にその先にあったパレットを玉突きしてしまい、パレットと壁の間で作業していた被災者が挟まれて右肩、胸を負傷した。	46	～ 49
4	10～ 11	ネギトロを生産するライン上で、右方向から流れてきたネギトロが、本人の左側にあるローラーで平らになるが、右側に気をとられて左手をついた際、ローラーに巻き込まれてしまった。	46	～ 99
4	9～ 10	ライン生産中に、坐り機内のかすをヘラで取ろうとして、稼働（回っている）している坐り機内に左腕を入れたところ、作業服がベルトギアに巻き込まれてしまい左腕上腕部（二の腕）、左脇腹を挫創した。	29	～ 499
5	11～ 12	乾燥機工場において、製品が並んでいるキャスター付台車の移動中、保管されている空のキャスター付台車にぶつけ、左手人差し指を台車と台車の間に挟み裂傷した。	59	～ 99
5	10～ 11	だし用鯉節原料処理の粉碎工程にて、削り節を粉碎機上部のホッパーに投入作業中、ホッパー内部で原料の詰りが発生し、機械が稼働した状態で怪我防止用網柵を開け手を入れた時、送リスクリュウフィーダーに左手中指の先を挟み込まれてしまった。	59	—

5	11～ 12	工場内でチリメン加工作業中、チェーンコンベアーの歯車に絡まり修復作業時に右手環指がチェーンコンベアと歯車に挟まり切断した。	46	1～ 9
5	10～ 11	充填室で茶碗蒸しを製造している時、トップフィルムを押える棒でフィルムが既定位置よりずれていた為、ズレを直す為にフィルムに手を掛け調整していたが、目を離れた際にフィルムと一緒に手が持って行かれ、棒とバケットの間に入ってしまった。	31	30 ～ 49
5	12～ 13	工場内の冷凍庫で、製品を台車に載せ、後ろ向きで出る時に冷凍庫扉を全開せず半開きの状態にしていた為、扉の内側にある非常脱出装置の鉄の棒と台車の間で左手親指を挟まれ骨折した。	43	10 ～ 29
5	8～9	加工場内において、煮干いりこの作業中、煮干を積んだ箕台を2人で移動しようとした時、片方がまだ準備が出来ていないのに気付かず、一方的に取っ手を引いたため箕台がずれ、右手中指先を挟み負傷した。	72	10 ～ 29
5	16～ 17	チリメンジャコ加工場において、製造後の乾燥機の清掃の際、乾燥機内部の底部分のチリメンジャコを取り除く作業中にエプロンのひも衣服がローラーに巻き込まれ、乾燥機本体とローラーに固定され、それによる圧迫と衣服の締め付けにより、首と脇の下に外傷を負い、頭部にプヨプヨ感とめまいを感じる。	60	1～ 9
6	8～9	工場内において、その日の仕事が始まりイカを焼くロースターの機械が動き出した際、うっかり右手を下側の歯車の所に置いており、右手人差し指を歯車に挟まれて出血したものである。	60	10 ～ 29
6	16～ 17	工場の入り口ドアで内側から外に出ようと開けようとした時、他の従業員が外から入ろうと開けてきたので、半身になって内側から右手でドアを押さえて持っていた矢先に、右手が滑ってしまい、蝶番側の隙間に指が入ったところでドアが閉まり、負傷した。	67	100 ～ 299
6	3～4	水流異物除去コンベアの洗浄後の設置作業において、コンベアの脚をてこの原理で持ち上げていた。作業は、その持ち上げている脚にプラスチックの土台を添えてゆっくり降ろすものであったが、降ろす際に誤って、土台と床の間に指が入ってしまい負傷した。	19	100 ～ 299

6	13~ 14	当社工場内において、1階加工場の脱パンラインベルトコンベアー機の清掃作業中、機械を作動させながらホースにて水を掛けて清掃していたところ、当該コンベアーにホヤの破片が付着しているのを発見したため、これを取り除こうとした際、長手袋の一部がコンベアーの起動部に触れて巻き込まれ、右上腕部を骨折挫創負傷した。	38	50 ~ 99
6	16~ 17	工場内にて生産中に、裁断機第二カッター下のスプロケット（歯車）に挟まった揉み海苔片を機械停止せずに手で取り除こうとし、右手中指爪の付け根を駆動中のスプロケットとローラーチェーンに挟まれ裂傷、切断した。	59	100 ~ 299
6	11~ 12	工場内の作業台の上でドライアイスの原料を並べた時、ドライアイスとドライアイスに挟まり、左手薬指を負傷した。	47	30 ~ 49
7	15~16	本社工場内、商品保管用の冷蔵室内において、真空包装が済んだ笹かまぼこが入っているプラスチック製折りたたみ式コンテナ（オリコン）を、同僚と2人で積み上げる作業を行っていた。身長よりも高い位置に積もうとした際に、同僚女性の方が小柄であったことから、乗せるタイミングがあわず、同僚のほうが先にオリコンから手が離れてしまったために、オリコンの間に被災者の左手の中指と薬指が挟まってしまった。	54	30 ~ 49
7	13~14	自社の積み荷場で、パレット積みしてある製品を、トラックにパレットごと積んだ時に、トラックの扉が閉まらなかったので通常はリフトで積みなおすところを、今回は素手でパレットを押そうとしたところ、手が滑ってトラックの荷台とパレットの間に手を挟み負傷した。	43	10 ~ 29
7	9~10	魚肉ミキサー機で魚肉をミンチにする際一旦機械をSTOPさせて、ミキサーが完全に止まる前に取り出そうと右手を入れて事故となった。	58	1~ 9
7	14~15	包装用フィルムを交換する際に、包装機の中に手を入れ、フィルムの端を引き出そうとしたところ、電源を入れたままだったため、センサーが反応し作動した包装機に右手首を挟まれた。右手を抜くことが出来ない状態だったため、電源を入れ直し、包装機が動き出した瞬間に手を引き抜いた。その際に右手小指側面に裂傷を負った。	67	10 ~ 29

7	9～ 10	工場内でコンベアー修理中動いているチェーンに誤って右手中指、薬指、小指を巻きこまれ中指、薬指は切創縫合処理、小指は複雑骨折し手術となった。	49	10 ～ 29
7	15～ 16	冷食工場1階F級冷凍庫内で、残った原料を秤付きパレットに乗せて（144kg）ラックの2段目に戻そうとして、ウォーカー（電動ハンドリフト：許容荷重950kg）を前進させた際、杵付きパレットの上部がラックに接触した為、バックさせた所後部のラックに置いてあった原材料のダンボールに臀部が当たったので慌ててしまい、操作を間違えて、ウォーカー後部の下部巻き込み防止カバー（硬質ゴム製）が左足に接触し、カバーが装着していたレガースを圧迫して被災したものと推察される。保護具は正しく着用していた。（安全長靴レガース、ヘルメット）ラックとラックの間隔⇒3.5m、パレットに差し込んでいる状態のウォーカーの長さ⇒2.5m、ウォーカー前後移動範囲⇒1m（レバー操作時は0.4mしかない）、被災者はフォークリフト免許所持者。	35	500 ～ 999
7	9～ 10	開梱室において荷物の積み替え中に台車との間に右手指先を挟んだ。右手中指骨折、人差し指、薬指を打撲した。	47	100 ～ 299
7	18～ 19	作業中、採肉機で中おちの端材を引いているとき、話をしているよそ見をした瞬間に、右手が原料ごと機械に持っていかれ、右手肘まで機械の中に入ってしまった。安全教育済みであったが、原料を押し込める際にT字棒を使用していなかった。	22	100 ～ 299
7	12～ 13	工場内でアジの皮引きを行う際、ベルトにのせてアジフィレを流し、別の労働者が皮引き後のフィレ受け取りを行っていたときに、皮引きがうまくいかず行き詰まり、止まってしまった。行き詰まりを解消するために手を入れたときに戻って、巻き込み口に手が接触し、巻き込んだ手袋に引っ張られて、手を巻き込んでしまい、手の甲の皮が手首付近まで捻れた。	20	30 ～ 49
7	16～ 17	フォークリフトで廃棄物を集積場に運搬する作業をしていたとき、通路の坂道の途中で、フォークリフトの後部にのせていたバケツが落下したため、車両を停車し、降車してバケツを拾うため坂道を下り歩いていた。その際、パーキングブレーキを掛け忘れていたためフォークリフトが自重で下り始め、自身と衝突しそうになっ	51	100 ～

		たため、逃げようとしたが間に合わず、フォークに抱えていた運搬容器と通路のコンクリート壁との間に挟まれ負傷した。		299
7	15～ 16	被災者は、ミンチ作業終了後、通常通り電源を落とし、ミートチョッパーを分解して亀の子タワシでこすり洗いしていた。機械本体上部のスクリューを洗っているときに、機械本体とスクリューの隙間に右手小指が入ったため、慌てて引き抜いたところ、スクリューの縁で小指上部を裂傷した。	31	300 ～ 499
7	1～2	ライン作業が終了し、設備の掃除をしているとき、掃除対象のローラーの汚れが気になり、下からタオルで拭き取ろうとしたところ、タオルが稼働しているローラーに挟まり、タオルを持っていた右手の親指と人差し指がローラーに巻き込まれた。	56	100 ～ 299
9	9～ 10	凍結庫から台車を出す時、壁と台車の間は狭い為工夫しながら持っていたが、右手親指を挟んだ。	35	50 ～ 99
9	16～ 17	冷凍工場前で、輸出用の製品にシール貼りの作業中、傾斜地に駐車してあったフォークリフトが勝手に下がってきて後輪が右足の上を通過し、右足甲を打撲した。	21	10 ～ 29
9	13～ 14	当日は、フレッシュ若芽カット作業を行っていた。午後の作業開始直後、裁断していた若芽が刃の部分に詰まったため、安全カバーを右手で持ち上げて電源を切り、設備をOFFにして左手で詰まりを取り除こうとした。刃がすぐに止まらないことを注意しないで手を刃の部分に入れてしまい、まだ止まっていない刃に、左手指が切断された。	38	30 ～ 49
9	9～ 10	カニカマ用の真空パックを平らにする（延ばしの状態にする）ために、圧縮ベルト（上下にゴム製ローラがあるその間に真空パックを挿入する）に、右手で真空パックを挿入設定していたが、設定の調整の際にスイッチを一時停止にしないまま行った為、右手が圧縮ベルトに挟まれてしまい負傷したもの。	48	10 ～ 29
9	16～ 17	第1工場第四作業室味付4ラインにおいて作業終了後、機械を停止せず海苔集積ローラー下部をスタンダード（清掃用布）で清掃中、スタンダードと共に左手を駆動チェーンに巻き込まれ負傷した。	27	300 ～ 499

9	7~8	天ぷらの機械のギアを入れるときに刃の下に手を置いていたので、刃にはさまって右手の親指の先がつぶれた。	45	30 ~ 49
10	10~ 11	工場内の攪拌作業前にて、攪拌電源を作動したまま攪拌機の中に付着していた水滴を拭こうとして誤って手を入れた為、右手を負傷。	64	10 ~ 29
10	10~ 11	形成機から異音が発生した際、稼働中にカバーを外しチェーンの張りを確認する際、運転スイッチを止めずにスプロケットに触れてしまい、左手人差し指と中指が挟まってしまい怪我をした。	56	100 ~ 299
10	21~ 22	加工場で作業台を移動していて、台に左手薬指を挟んで骨折した。	46	100 ~ 299
10	10~ 11	工場内、かつおパック小袋充填包装機が異常作動（異常振動）している事に気づき、原因を特定するため、カバーのセンサーを解除し、包装機を作動させながら異常振動箇所を手で触れて調べていた時、窒素ガス充填ノズルを上下作動させるカムと包装機架台天板の間に右手を挟まれ裂傷した。	31	100 ~ 299
10	7~8	鯉節製造工程の生切作業中、切終えた鯉を釜茹でするため鉄製のメゴ（正方形の容器）に並べる作業に従事していた。メゴはあらかじめホイストで吊り上げられるようにチェーンを付けた台の上に置かれ、10枚重ねられるとチェーンをホイストで吊り上げ茹で釜に入れられる仕組みで、吊り上げ担当者は吊り上げ開始の合図を発生して安全を確認して作業したが、どうした弾みが被災者は左手をメゴに添えており吊り上げたチェーンで指を挟んで負傷した。	28	1~ 9
11	13~ 14	他社のパレットに入っている冷凍イカを自社のパレットに積み替える作業をしていた時、冷凍イカを置く際に左手を抜く前に誤ってイカを置いてしまった為、イカとイカの間指を挟んで負傷した。	25	50 ~ 99
11	9~ 10	段差20cm程の階段で社員2名で荷物を2Fから1Fへ運搬作業中、階段を踏み外し、顔面から転倒した。その際、地面に右手をついたため、骨折した。	60	100 ~ 299

11	11~ 12	当社脱甲工場内で、カニの甲羅を外す作業中、脱甲機のレーンにカニが流れて来るのを待っている時、動いている脱甲機のレーンの上に右手を置いてしまい、右手親指先を機械に巻き込んでしまった。出血も少なく、痛みもなかったのではばらく様子を見ていたが、右手全体が腫れてきたので病院へ行った。	20	50 ~ 99
11	16~ 17	工場1階作業場で、昆布の切断作業をしている時、昆布と一緒に右手人差し指から小指までを、切断機に巻き込まれた。事故原因は、昆布切断機の回転刃を覆っている安全装置のカバーを外し、又自動停止スイッチをオフにしていたためと考えられる。	47	10 ~ 29
11	17~ 18	資材倉庫でハンドリフトで荷物を運んでいる時にハンドリフトがへこみに引っ掛かった為、人に後ろから押してもらい本人は引っ張っていた。ハンドリフトがパレットから外れ、そのはずみで、ハンドリフトが足に当たり骨折した。	46	30 ~ 49
12	11~12	工場内で袋詰め作業中に、誤って機械の下へ手を入れてしまい、左手小指第二関節部を負傷した。	50	30 ~ 49
12	10~11	釜あげしらすトップシール機（チェーン駆動の可動機）において、トレー圧着部のしらすを取り除く作業を行っているとき、トレー上の異物を追いかけすぎて、圧着ローラーに指が巻き込まれてしまった。	48	30 ~ 49
12	5~6	海岸の岸壁作業スペースで水揚げの準備中、作業段取りをしているとき、ハマチの生け簀から水揚げをするために岸壁に移動式クレーンを停止させ、作業員が当該クレーン車を固定させるため、アウトリガーを路面に接地し作動したところ、被災者は魚を死滅させる機械のコンセントをプラグに差し込み作業をしており、アウトリガーに右足を踏みつけられ負傷した。	42	50 ~ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html